

# 美しい国づくり政策大綱

政策レビュー評価書まとめ



## 評価の目的、必要性

美しい国づくり政策大綱は、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵をきることとし、「美しさ」に絞って具体的なアクションを念頭に置いて、国土交通省として平成15年7月にとりまとめた。このアクションにより、各主体による取り組みが深化されているかについて評価を行うとともに、良好な景観の形成を一層推進するため、評価結果を今後の政策に適切に反映していく必要がある。

## 対象政策

美しい国づくりに向け、各主体による取り組みを深化させるため、特に実効性確保を主眼においていた具体的に展開する施策として美しい国づくり政策大綱に示された以下の「15の具体的施策」を対象にレビューを行う。

### 「美しい国づくり政策大綱」の概要

#### I. 現状に対する認識と課題

#### II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

##### ○取り組みの基本姿勢

- ・地域の個性重視
- ・美しさの内部目的化
- ・良好な景観を守るための先行的、明示的な措置
- ・持続的な取り組み
- ・市場機能の積極的な活用
- ・良質なものを長く使う姿勢と環境整備

##### ○地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

- ・美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

##### ○各主体の役割と連携

- ・住民、NPOの参画と主体的取り組み
- ・地方公共団体、特に市町村の重要な役割
- ・国の役割
- ・企業の市場における役割
- ・専門家の活用
- ・施策連携、機関連携、協調

##### ○各主体の取り組みの前提となる条件整備

- ・人材育成
- ・情報提供等
- ・技術開発

#### III. 美しい国づくりのための施策展開

「II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体による取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼において、15の具体的施策を具体的に展開していく。

#### 15の具体的施策

#### 政策レビューの実施にあたっては1~10の施策グループに整理

①事業における景観形成の原則化

1

⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

6

②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立

2

⑩多様な担い手の育成と参画推進

7

③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

3

⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

8

④景観に関する基本法制の制定

4

⑫地域景観の点検促進

9

⑤緑地保全、緑化推進策の充実

3

⑬保全すべき景観資源データベースの構築

10

⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

4

⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

⑦屋外広告物制度の充実等

3

⑮技術開発

⑧電線類地中化の推進

5

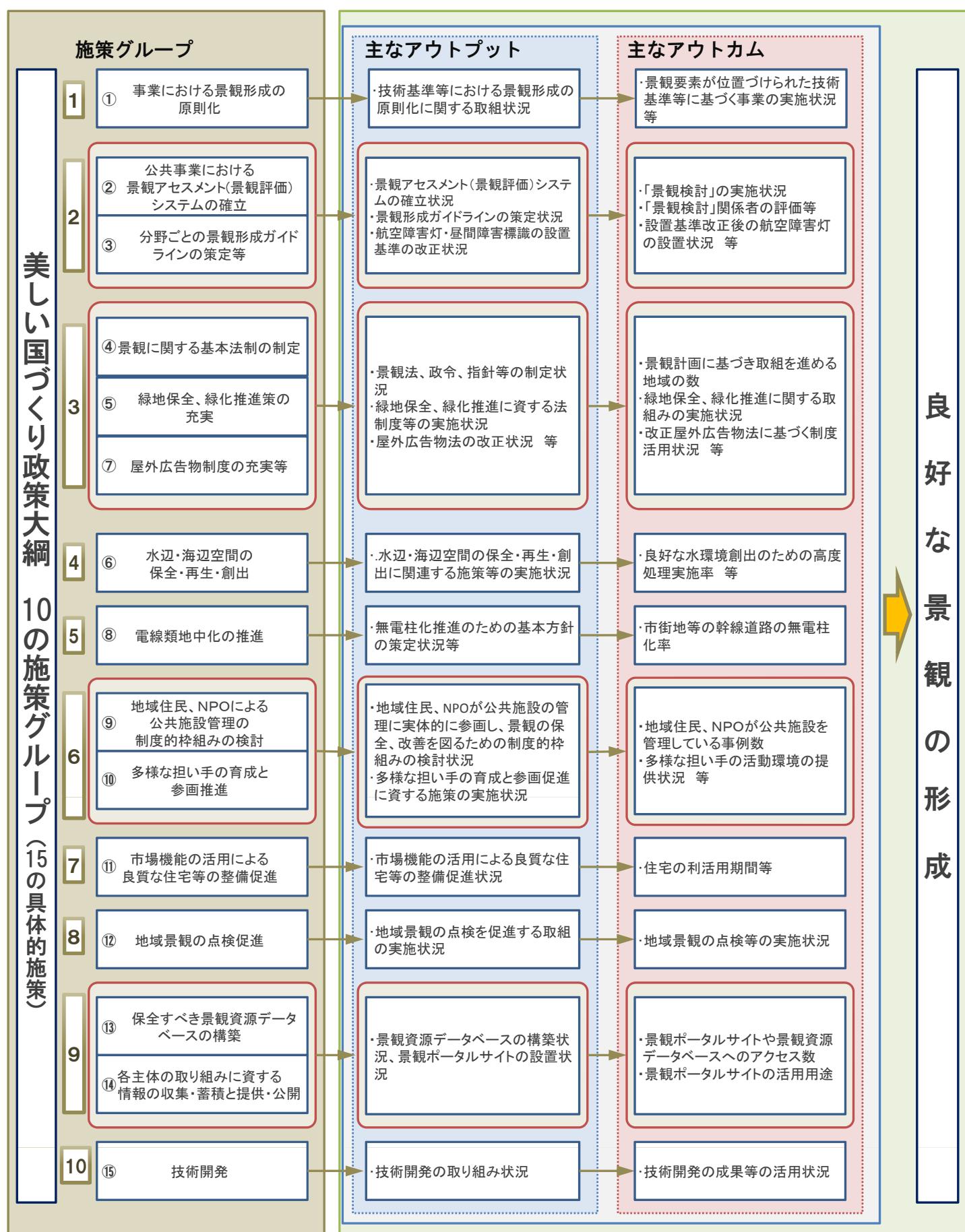
## 評価の視点等

以下の視点から評価を実施する。

- ・美しい国づくり政策大綱に示された「15の具体的施策」の数値目標等が達成されているか、または、これらの施策がどのように実施され、どのような効果があったのか。

- ・同大綱による取り組みを国民や地方公共団体がどう評価しているか。等

15の具体的施策それぞれの評価の視点、評価手法、評価結果、主な課題、政策への反映の方向は次頁の通り。



10の施策グループ 15の具体的施策		主な評価の視点と評価指標		主な評価結果		政策への反映の方向				
評価の視点	評価指標	取り組み状況	課題							
1 ①事業における景観形成の原則化	・事業を通じて良好な景観が形成されたか 等	・地方公共団体における事業実施にあたっての景観形成の原則化に関する実施状況 等	・地方公共団体の種類別の取組状況については、都道府県や大規模市においては、10年前と比較して、景観配慮の取組が一般化したとの回答の割合が6割を超えており、進捗が著しいが、中小規模の市町村は約3割に留まっているため、中小規模の市町村への普及が課題となっている。等	・地方公共団体において、事業への景観配慮の一一般化の取り組みは進捗が見られるものの、都道府県や大規模市町村と比較して、中小規模の市町村は取り組みが遅れている。等	・景観形成の原則化の取り組みがより一層促進されるよう、中小規模の市町村を中心に、景観形成の原則化の意義及び技術基準等の周知。等					
2 ②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立 ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	・公共事業において良好な景観形成に向けた検討が取り組まれたか 等	・景観検討の実施状況 等	・景観アセスメントを含む「景観検討」のシステムを確立。 ・平成22年度末までの間に計1,188事業において景観検討区分が決定され、景観検討の取組が進められており、具体事例を見ても様々な予測手法・ツールが活用されるなど、適切に景観検討が実施されている。等	・現時点では、景観検討を実施した事業において、維持・管理段階にまで達している事業は少なく、構想段階から維持管理段階まですべての段階におけるシステムの効果を検証できる時期に至っていない。等	・今後も景観検討の運用を継続し、実績を積み重ね、事業段階の進展にあわせて、適切な運用が図られるよう努める。等					
3 ④景観に関する基本法制の制定 ⑤緑地保全、緑化推進策の充実 ⑦屋外広告物制度の充実等	・景観に優れた国土・観光地づくりの取組みが推進されたか ・都市における緑地保全、緑化推進が行われたか ・改正屋外広告物法の活用 等	・景観計画に基づき取組を進める地域の数(都道府県を除く)は、年々着実に増加している。H23年9月1日:287団体 ・特別緑地保全地区制度により保全されている緑地(H15→H21) 312地区→398地区 1,721ha→2,293ha 相続税の評価減割合が8割に拡大された効果もあり、地区数、面積ともに増加し、緑地の保全が着実に進んでいる。 ・屋外広告物条例を制定している景観行政団体は、41団体(全体の10.4% 平成23年9月1日現在 都道府県、政令市、中核市を除く)にとどまっているが、年々増加している。等	・景観法の活用が進んでいる一方で、景観計画策定の促進、規制手法の効果的な運用や、広域的な景観形成への対応、地域特性に応じた個性豊かな景観形成の促進が求められている。 ・地方公共団体において緑地の保全、緑化の取り組みが推進されている一方で、施策の実施が大都市に偏っていたり、地方公共団体に制度が十分に理解されていなかったりすることから、普及啓発を図り、更なる緑地保全、緑化の取り組みの推進が求められている。 ・違反屋外広告物の多さ・事業者の理解の乏しさが課題となっている。等	・景観形成の取り組みの効果をより精緻に把握する方策や市町村の取り組みの促進方策、広域的な景観形成のあり方、景観形成基準等の効果的な運用方策等の検討・周知や、先進的な取り組み等の収集・周知等を実施。 ・都市緑地法等に基づく既存制度の一層の活用に向けた普及啓発を図っていくため、現在実施している都道府県、市町村の担当者を対象とした都市緑地法に基づく各種制度等を説明する説明会を、継続・拡大する等、制度の周知に努める。 ・事業者等の意識啓発、制度周知方策、許可制度や違反広告物に対する措置の効果的な運用のあり方の検討、成果事例の収集・周知の実施。等						
4 ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出	・より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善が図られたか 等	・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)【政策チェックアップにおける業績指標】等	・平成20年度から平成21年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。一方、②湖沼においては平成20年度から平成21年度にかけては同水準にとどまっている。これは、湖沼が閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいためと考えられる。等	・環境再生、景観阻害要因の除去、公共水域の水質改善、住民との協同による新たな水辺・海辺空間の創出等の視点から、関係事業の連携の下で総合的な取り組みを推進する必要がある。等	・消波ブロックの除却、干潟の再生及び放置艇等景観阻害要因の除去等の政策を引き続き推進。 ・水域の特性に応じた水質改善のための取り組みを推進。 ・沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための支援制度のより一層の普及促進。等					
5 ⑧電線類地中化の推進	・無電柱化の推進が図られたか 等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率 等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上し、平成15年度の9%から平成22年度には14%となった。等	・市街地等の幹線道路の無電柱化率は年々着実に向上しているが、事業を実施する地方公共団体の財政事情が厳しいといわれる中、架空線と比較して費用が高いこと等への対応が必要。等	・コスト縮減方策の検討を行うと同時に、地域住民や電力事業者・通信事業者の協力を得ながら、同時整備(道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備)や軒下・裏配線等のコスト縮減のための無電柱化手法を積極的に活用しつつ、無電柱化を推進。等					
6 ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討 ⑩多様な担い手の育成と参画推進	・良好な景観形成にかかる活動に関し、国民の多様な担い手としての参画や意識向上が進んだか等	・良好な景観形成にかかる活動への多様な担い手としての参画や意識向上の状況等	・国民アンケートによると、良好な景観形成にかかる活動に33.2%が一定回数以上参加したことがあると回答している(「よく参加している」6.5%、「時々参加している」26.7%)。一方、28.7%が「ほとんど参加したことがない」、38.0%が「参加したことがない」と回答しており、より一層参加を促進することが課題である。等	・国民の良好な景観形成にかかる活動への参加は着実に進んでいるが、活動に参加していない国民も多いことから、より一層の参加の促進が課題となっている。等	・良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大及び活動に関する情報の国民への周知。等					
7 ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	・市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進の取組みがなされたか 等	・市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進状況 等	・適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、平成20年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。等	・良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す必要がある。等	・住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。等					
8 ⑫地域景観の点検促進	・地域景観の点検を促進する取組が進んだか 等	・地域景観の点検等の実施状況 等	・地域景観の点検については、景観改善に向けた課題の抽出が各地で一定程度行われており、点検結果を踏まえた関係機関による課題の共有も進んでいる。しかしながら、景観点検の実施結果の改善(事業化)については、近年の厳しい財政状況により、景観点検の実施結果が改善に至るまで期間を要しており、点検事項の実現性を高めていくことが課題となっている。等	・地域景観の点検を促進する取り組みは着実に行われているが、地域景観の点検結果の効率的かつ効果的な事業への反映が課題となっている。等	・地域景観の点検を促進する取り組みを継続するとともに、点検結果を効率的かつ効果的に事業に反映させるため、効果の高い事業へ重点化した改善の推進及び景観改善の成功事例の収集・周知。等					
9 ⑬保全すべき景観資源データベースの構築 ⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	・良好な景観の形成の取組のために、景観ポータルサイトが活用されているか 等	・景観ポータルサイトへのアクセス数、閲覧頻度、景観ポータルサイトの活用用途等	・景観ポータルサイトの閲覧状況として、「閲覧したことはない」という国民が68.4%、「今回初めて閲覧した」という地方公共団体が78.2%と、見たことない人が大半を占めているが、景観計画策定済の団体は、48.5%に閲覧経験がある。等	・景観形成に取り組む景観行政団体において、必要な場面で閲覧されているが、国民やその他の地方公共団体からは十分な認識、活用がされておらず、地方公共団体からは内容の充実も求められている。等	・先進事例をはじめとする景観形成の取り組み状況や事例、顕彰など、国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理を行うことによって、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる。等					
10 ⑮技術開発	・技術開発の成果等が活用されているか 等	・技術開発の成果等の活用状況 等	・「GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」の開発により整備された景観の変遷把握ができる地理情報データベースが、景観関係の施策検討時に活用されている。等	・実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではない。等	・今後の各技術群の技術開発成果の活用状況等に留意しながら、必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映するものとする。等					



## 評価結果の総括（1／3）

### 10の施策グループの評価結果の総括

○10の施策グループそれぞれについて示された課題に対する今後の政策への反映の方向について、共通事項に着目し、以下の通り横断的に総括することができる。

#### 市町村による景観形成の取り組みの促進に向けて

都道府県や、政令市、中核市等の大規模な市町村では取り組みが進んでいる一方で、その他の市町村では一部に取り組みの遅れが見られる。このため、今後の政策への反映方向として、市町村への制度周知や、効果的な事例の収集・周知による情報提供、技術的支援等の取り組みの促進等が重要である。

（施策グループ1、3、4関係）

#### 効果的な制度、事業手法による景観形成の促進に向けて

近年における地方公共団体の厳しい財政状況により、一部の施策において制度活用が進んでいない、又は、実現に時間を要している状況がみられる。このため、今後の政策への反映方向として、効率的な制度のあり方の検討や、効果的な取り組みへの重点化、効果的な事例の収集・周知等が重要である。

（施策グループ3、5、8関係）

#### 多様な担い手の意識啓発と参画による景観形成の促進に向けて

地域住民やNPO等、多様な担い手の参画による取り組みについては、着実に増えてきており、国民の参加意向や関心も高い。しかし、まだ参加経験のない国民も多く、より一層の参加の促進が課題である。今後の政策への反映方向として、国民の参加機会の提供や情報の提供等が重要である。また、市場機能の活用による良質な住宅ストック形成の施策においては、消費者である国民の円滑な取り組みの促進のための情報提供や環境整備が重要としている。それ以外の施策においても、多様な分野で地域住民と地方公共団体の連携による取り組みが広がっているが、今後も取り組みの拡大や持続のため意識啓発や仕組みの構築等が重要である。

（施策グループ3、4、6、7、8関係）

#### 担い手の活用ニーズに応じた技術開発や情報提供に向けて

地方公共団体や国民による取り組みの促進のために必要な技術開発や情報提供の施策においては、地方公共団体や国民による活用状況に留意した改善や推進が重要である。特に国民等への情報提供を行う景観ポータルサイトにおいては情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理により、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげることが重要である。

（施策グループ9、10関係）

#### 景観の持つ特性に応じた取り組みの継続と制度の効果的な運用に向けて

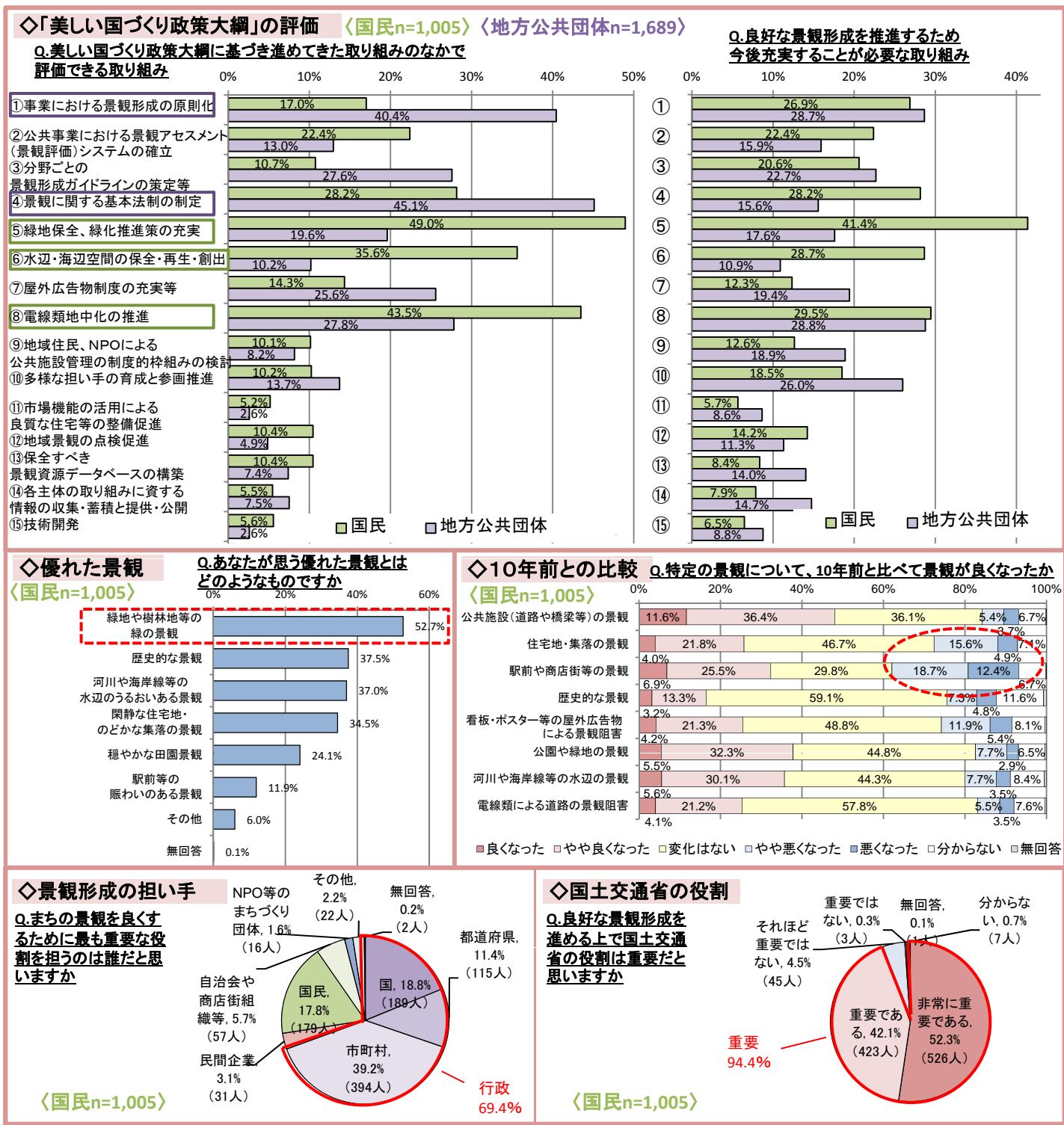
景観形成の取り組みの成果の発現には時間の経過を要するものが少なくなく、景観アセスメント（景観評価）システムや景観ガイドラインにおいては、今後も景観検討の運用を継続し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ねていくことが必要である。また、景観の善し悪しの統一的なさしは存在せず、数値では必ずしも捕捉できない面が大きい等のため、事業者の十分な理解を得るとともに効果的な制度運用を図ることが課題であり、数値基準の適否判断にとどまらない制度運用の取り組みの例も見られ、効果的な制度運用のあり方等の検討が必要である。

（施策グループ2、3関係）

## 評価結果の総括（2／3）

### 国民・地方公共団体の評価

- 「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策に関し、国民は緑の景観が最も優れた景観と考えておらず、「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策に関しても、「緑地保全、緑化推進策の充実」を最も評価している他、「電線類地中化の推進」、「水辺、海辺空間の保全・再生・創出」といった効果が視覚的に把握できる取り組みに対する評価が高い。一方、地方公共団体アンケートによれば、「景観に関する基本法制の制定」、「事業における景観形成の原則化」など、自らの景観形成の実務に関連の深い施策の評価が高い。また、行政に対する景観形成の取り組みの期待は大きく、特にほとんどの国民が国土交通省の役割が重要と考えており、大綱の具体的施策についても引き続き充実されることが期待されている。
- 一方で、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観については、悪くなったとの評価も一定程度あり、必ずしも歴史文化や自然等の特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域における景観形成に課題があることが読み取れる。また、国民アンケートによると良好な景観形成の重要な担い手については行政が約7割を占めており、多様な担い手による参画の推進という観点からは、幅広い主体の担い手が必要であるとの認識が広まることが必要。



## 評価結果の総括（3／3）

### 第三者の知見の活用（有識者の意見聴取）

- 「美しい国づくり政策大綱」全体に対して、以下の景観分野の有識者に対する意見聴取を行った。  
青山俊樹 元国土交通省事務次官  
篠原修 東京大学名誉教授  
西村幸夫 東京大学副学長、東京大学先端科学技術研究センター教授

#### <有識者の意見聴取から>

「美しい国づくり政策大綱」に基づく具体的施策の取り組みの成果について、一定の評価を得た。今後の課題として、法制度の面からは、現行制度の効果的な有効活用の必要性と目指すべき都市像を整合的に実現するため、将来的な法制度の再編成の必要性の指摘があった。また、良好な景観形成に取り組む原動力は人であることから、景観形成の現状把握と情報共有、顕彰等による意識啓発と景観にかかわる専門家等の人材育成の重要性の指摘があった。

## まとめ

- 「美しい国づくり政策大綱」によって本格的に始まった国土交通省の景観行政の取り組みにより、国土交通省における景観行政の基幹的枠組みの構築が行われ、成果の発現がみられる。  
一方で、必ずしも特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域においては、良好な景観形成に資する地域資源の発見・共有方法など、景観形成にむけた取り組み方法に課題がある。  
こうした地域における良好な景観形成の取り組みにあたっては、国民・民間企業等の多様な主体により主体的な取り組み等の関与が重要となる。
- 景観は、その善し悪しを画一的のものさしで図られるものではなく、規制だけでは望ましい景観の形成を図ることはできない。そのため、行政、民間企業、国民等の多様な主体が、その失い難い価値を守らなければならないという意識を共有し、基準の適否にとどまらない建設的な取り組みや積極的な理解・参加・協力をを行うことが求められる。
- 景観については、10年前より国民意識も高まっており、継続した取り組みが効果的である。まずは、意欲のある地方公共団体・国民等が効率的かつ効果的に景観形成に取り組めるよう、先進的な取り組みや効果等の様々な情報を共有するとともに、顕彰等によりそれ以外の地方公共団体・国民等も含め、意欲を引き出し、その取り組みを支える人材の育成を図り、国民の意識啓発を図るなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図り、それらの継続的な取り組みによって、実績を積み重ねていくことが重要である。  
その結果として、全ての地域において、行政、民間企業、国民等の関係する多様な主体が良好な景観形成に取り組む意義・価値があると認識し、景観配慮を当然のこととみなし、皆が当事者となって主体的に取り組み、創意工夫を活かして良好な景観形成を競い合うような好循環につながっていくことが望まれる。
- 国は、今後も地方公共団体・国民等がより円滑に景観形成に取り組むことができるよう、現行法令等の必要な改善を積み重ね、法制度等の充実を図るなど、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図ることが必要である。

## 地方公共団体アンケートの結果、事業における景観形成の原則化に関する実施例等

## 地方公共団体アンケート (n=1,689)

- 地方公共団体において、事業への景観配慮の一般化の取組は進捗が見られるものの、都道府県や大規模市町村と比較して、中小規模の市町村は取組が遅れている。

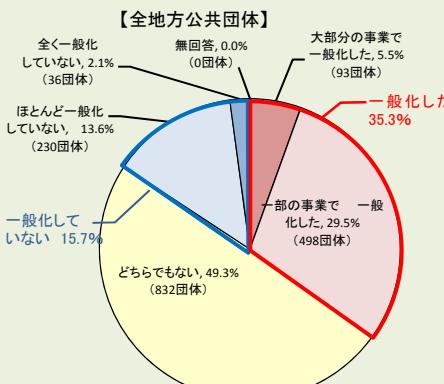


図 1 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況(10年前と比べて)

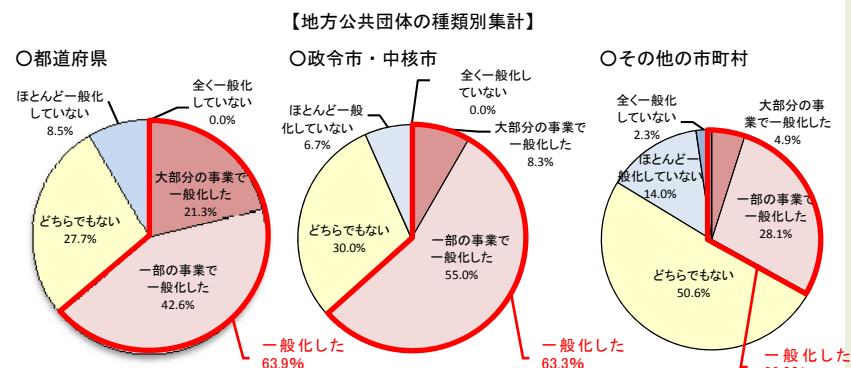
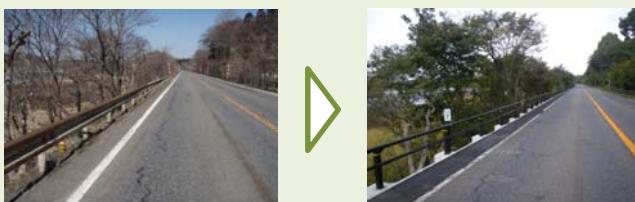


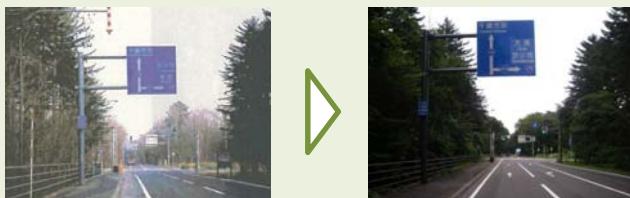
図 2 地方公共団体における景観への配慮の一般化の状況(地方公共団体種類別集計)

## 事業における景観形成の原則化に関する実施例

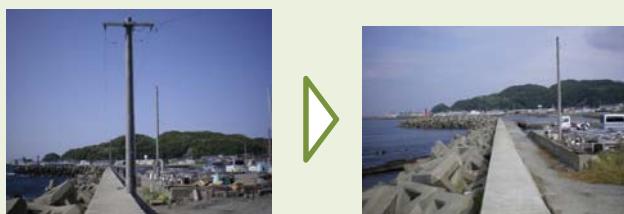
- 道路防護柵についての「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年策定)に基づいて整備された事例(福島県猪苗代町)。



- 平成16年6月に設置した「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」における提言に基づいて整備された、景観に配慮した道路案内標識柱の事例。

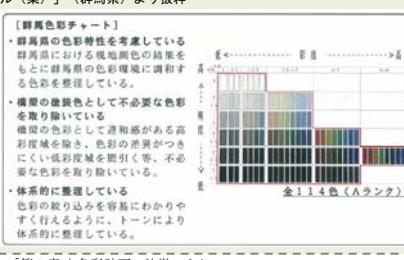


- 航路標識(灯台)の電源系工事に際して、配電線の解消を図ることの原則化(平成15年度)に基づき実施された灯台の配電線撤去の事例(千葉県富津市)。

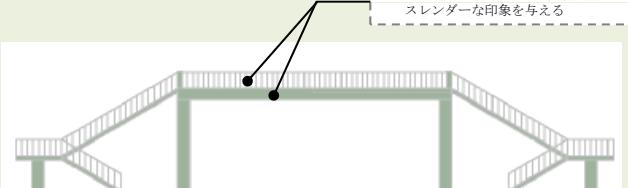


- 地方公共団体における景観への配慮の一般化に関する取組例  
(左:「群馬県橋梁色彩計画マニュアル(案)」、右:「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」)

「群馬県橋梁色彩計画マニュアル(案)」(群馬県)より抜粋

「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(静岡県)より抜粋  
(「施設編 5 道路 (8) 横断歩道橋」)より

- 〔留意事項〕
  - 柵の高さや透過性に配慮する
  - ・落下物防止柵は歩道橋の見た目的ボリューム感に影響を与えるため、最低限の高さとし、極力透過性のあるものを採用する
  - 色彩に配慮する
  - ・周辺景観と調和する色の選択に配慮する
- 塗装方法の工夫をする
  - ・塗装面積による圧迫感・存在感の低減を図るために、桁部と高欄部(または窓枠部)の塗り分けを行う等の配慮を行う。



## 景観検討の取組事例

## 国道56号肱川橋橋梁架替事業(愛媛県大洲市)の取組

耐震性能等の問題から架替えることとなった橋梁について、地域のシンボルである城郭や周辺の歴史的な町並みと調和して良好な景観形成に資するよう検討。

## ■事業の概要

事業名: 国道56号肱川橋橋梁架替事業  
規模: 橋長約184m  
着手年: 平成21年度  
計画地: 愛媛県大洲市大洲～中村地先

計画地は景観計画区域(大洲肱南・肱北区域)内にあり、地域の重要な景観資源(大洲城、歴史的町並み等)が周辺に位置することから、平成21年10月に「重点検討事業」に区分決定し、現在景観検討を実施中。



## ■検討体制

「肱川橋周辺まちづくり検討委員会」を設置・開催して景観検討を実施。

<構成>・学識経験者3名

- ・地域住民(町内会や青年会等代表)5名
- ・関係行政機関(県・市・警察)3名

## ■景観予測・評価

様々な構造の模型を作成して地域のシンボルである城郭の視点場からの見え方を比較するなど、事業後の景観を予測・評価しながら検討を進めた。



## ■景観検討においては、CGや模型のほか、試験見本作成、現地確認等の手法により現地の環境下での実際の見え方を予測して事業に反映

## 東京港南部地区東京港臨海道路Ⅱ期整備事業の取組

橋梁建設にあたって、CGを活用した色彩検討に加え、色見本パネルを用いて現地での見え方確認を行い、周辺の景観に馴染む構造物の色彩を検討。



## 大阪港北港南地区～南港地区臨港道路整備事業の取組

海底トンネル建設にあたって整備する換気所について、CGや模型を活用して外観を検討するとともに、外壁タイルについて様々な配色、配列パターンのサンプルを現地に設置し、実際の見え方や印象を確認しながら検討。

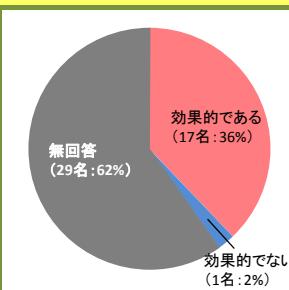


※ 学識経験者にも現地確認に参加いただき、様々な組合せでその場でタイルを並べながら検討を進めた。

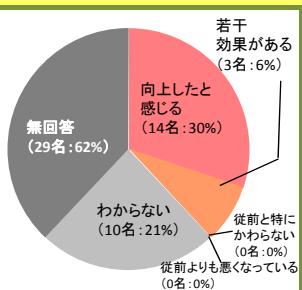
## 景観検討関係者の評価

## ■事業景観アドバイザー(学識経験者等)の評価

Q.事業景観アドバイザーの設置は効果的だと思いますか？



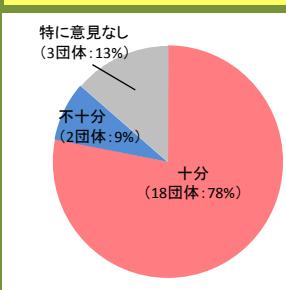
Q.景観アセスメントの実施により、各事業の成果が向上したと感じましたか？



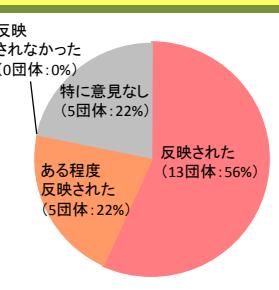
※事業景観アドバイザーの任命が必須である重点検討事業に区分された149事業のうち、景観検討進捗が一定段階に達している44事業の事業景観アドバイザー47名を対象。

## ■景観検討に参加した地方公共団体の評価

Q.地方公共団体からの意見聴取において、意見を十分伝えることができましたか？



Q.景観検討において、地方公共団体の意見は反映されたと思いますか？



※地方公共団体等との連携体制構築が必須である重点検討事業に区分された1事業での景観検討に参加した23団体の担当者からヒアリング。

## 航空障害灯等の設置状況及び設置者の評価

## ■ 昼間障害標識(赤/白)の設置状況

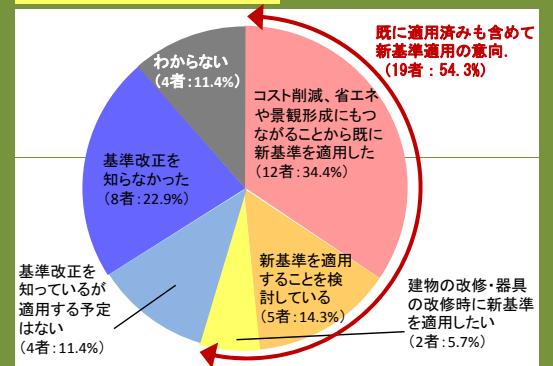
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置物件【A】	151	259	383	355	344	266	282	2,040
実際に設置された物件【B】	48	163	238	173	177	75	137	1,011
基準改正により削減された物件数【A-B】	103	96	145	182	167	191	145	1,029

## ■ 航空障害灯の設置状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
改正前の基準での要設置物件【A】	319	256	254	374	221	260	204	1,888
実際に設置された物件【B】	232	191	197	299	172	191	163	1,445
基準改正により削減された物件数【A-B】	87	65	57	75	49	69	41	443

## 物件設置者のヒアリング結果

※設置届出原簿より35者を無作為抽出し、電話によりヒアリングを実施



## 地方公共団体の取り組み、国民アンケート及び地方公共団体アンケートの結果等

## 地方公共団体の取り組み

- 景観計画に基づき取組を進める地域の数は年々増加している。

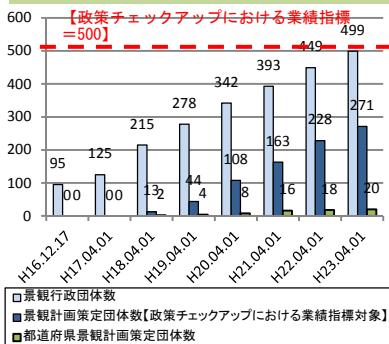


図1 景観行政団体及び景観計画策定団体数の推移【政策チェックアップにおける業績指標】

## 地方公共団体アンケート (n=1,689)

- 景観法制定によって景観形成の取組が促進されている。

## 【全地方公共団体】

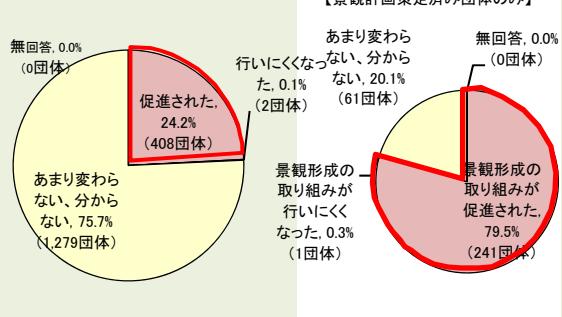


図2 景観法制定による良好な景観形成の取組の促進効果（地方公共団体アンケート）

- 10年前と比べて景観が良くなつたという評価が多い。

## 【全地方公共団体】

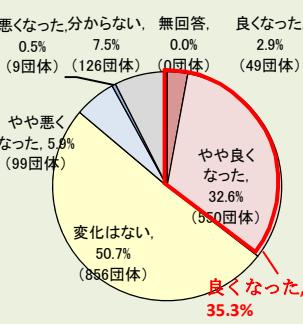


図3 10年前と比べて景観が良くなつたか（地方公共団体アンケート）

## 国民アンケート (n=1,005)

- 10年前と比べて、景観に対する意識が高まっている。

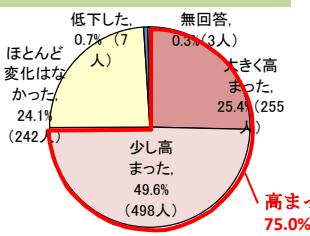


図5 10年前と比べて景観に対する意識が高まつたか

- 10年前と比べて景観が良くなつたという評価が多い。

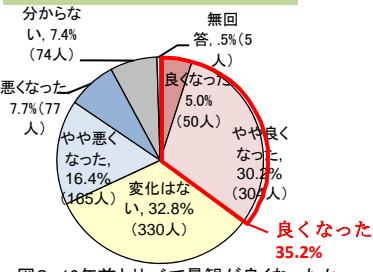


図6 10年前と比べて景観が良くなつたか

## 特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなつたか

- 「公共施設(道路や橋梁等)」、「公園や緑地」、「河川や海岸線等の水辺」等の公共空間における景観が、10年前と比べ良くなつたという回答の割合が高い。一方、「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」については、悪くなつたという回答の割合が高くなっている。

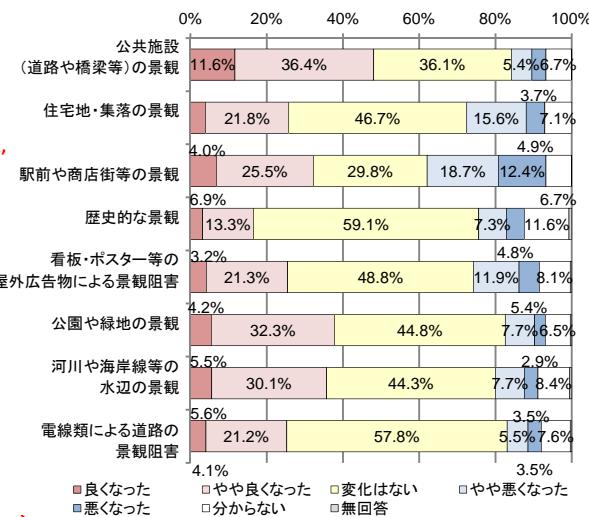


図7 特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなつたか

## 地方公共団体アンケート (屋外広告物条例を制定している団体n=148)

- 屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題として、屋外広告物の様態の多様性による判断に苦慮する、未申請物件が多い、業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい、との回答が多い。

広告物の様態が多様であり、許可基準の運用など、判断に苦慮するケースが多い

未申請物件が多い

業者の景観に対する理解や協力姿勢が乏しい

必要な人員を確保できない

行政職員の屋外広告物法に関する知識・ノウハウが不足している

必要な予算が確保できない

基準の策定への事業者との合意形成が難しい

許可地域の設定等について住民との合意形成が難しい

特になし

その他

無回答

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

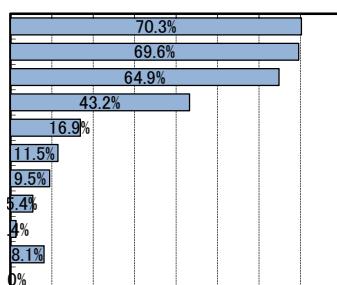


図8 屋外広告物条例に基づく許可制度の運用課題 (H23年9月1日時点)

## 景観法・屋外広告物法を活用した良好な景観形成の取組事例

- 屋外広告物条例に基づく地域指定(特別規制地域)により、非自己用広告物を原則禁止としたことに伴い、地区の住民と協働して不適格となる広告物の撤去に取り組んだ事例(長野県飯田市)



- 景観形成基準により、外壁の色彩がページュ系に統一され、景観計画に即した屋外広告物条例の運用により、落ち着いた雰囲気の街などが形成された事例(神奈川県川崎市)



- 景観重要公共施設に指定した用水路の親水護岸整備において、景観計画に即して、柵の色彩の周辺との調和、桜並木の保全、自然石の石積み等により良好な景観形成を実現した事例(埼玉県八潮市)



**【都市の緑に関する施策の体系】** 都市公園法と都市緑地保全法について新たな法制度を創設・改正し、都市の緑に関する総合的、体系的な法制度を整備

(県・広域緑地計画) -

### 緑の基本計画(市町村策定)

#### 緑の保全

行為の制限や公開契約等により、都市に残された民有緑地の保全を公共団体、市民等が一体となって推進

#### 緑の保全

- 特別緑地保全地区制度
  - ～建築行為などの許可制により緑地を現状凍結的に保全
- 緑地保全地域制度
  - ～比較的緩やかな行為規制により一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全
- 市民緑地制度(緑地型) 等
  - ～地方公共団体等が緑地の所有者と契約を締結して緑地を設置・管理し地域住民に公開
- 都市緑地法以外の法律等によるもの
  - ・歴史的風土特別保存地区制度
  - ・風致地区制度
  - ・生産緑地地区制度
  - ・保存樹・保存樹林制度
  - ・自治体の条例に基づく制度

#### 都市緑地法

#### 緑の創出

都市公園の整備のほか、緑化の義務づけや協定の締結等により、公共施設や民有地の緑化等を推進

#### 緑化の推進

- 民有地の緑化
- 緑化地域制度
  - ～大規模敷地を対象に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ
- 緑化施設整備計画認定制度
  - ～建築物の屋上、空地等における良好な緑化施設の整備計画を市町村長が認定
- 緑地協定制度
  - ～土地所有者等の全員の合意で緑地の保全・緑化に関する協定を締結
- 市民緑地制度(人工地盤型)
- 公共公益施設の緑化 等

#### 公園緑地の整備

- 都市公園の整備

#### 都市公園法

#### 【地方公共団体アンケート(抄)】

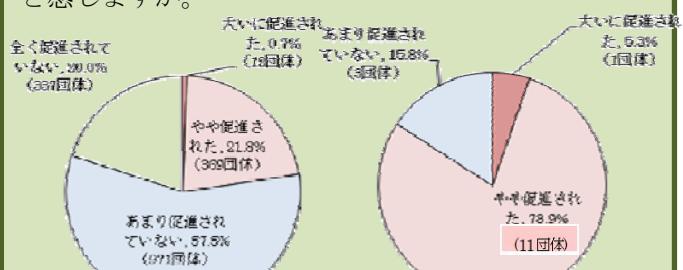
緑地の減少を課題として捉えている地方公共団体が大都市に偏っている傾向があり、今後、大都市以外の地方公共団体に対しての制度の周知を行っていくことが必要。

平成16年度の都市緑地保全法等の一部改正により

- ・「緑の基本計画における都市公園整備の方針の追加」

- ・都市緑地法における「緑地保全地域制度」、「地区計画等緑地保全条例制度」、「緑化地域制度」「地区計画等緑化率条例制度」の創設
- ・都市公園法における「立体公園制度」の創設、「建ぺい率の制限の緩和」、「公園管理者以外の者による公園施設の設置管理」

等制度の拡充が行われましたが、これにより貴団体における緑地保全、緑化推進の取組みが促進されたと感じますか。



#### 【都市の緑地の保全・緑化の事例】

##### ○特別緑地保全地区制度



川崎市では、平成16年の相続税の適正評価以降、特別緑地保全地区の指定実績が大幅に増加。地域連携による緑地管理を推進。

##### ○緑化地域制度



名古屋市では、平成20年10月に全国に先駆けて緑化地域制度を導入。3年間で130haの緑化を実現している。

##### ○地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理



仙台市宮城野原公園では、株式会社楽天野球団が野球場を設置し、自社球団のホームスタジアムとして管理。

## 水辺・海辺空間の保全・再生・創出に関する実施例

## 重点的な取り組みの実施

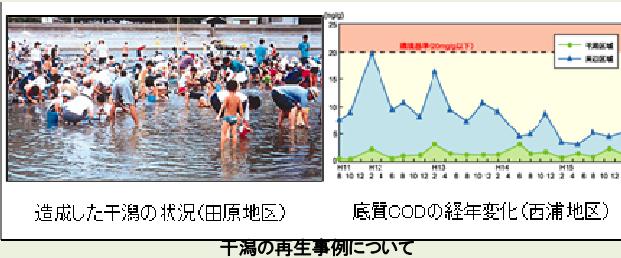
## ● i -a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

海岸防護にあたっても、砂浜等を組み合わせた面的防護方式の海岸整備を行うなど、美しい海岸景観形成に配慮しながら事業を進めることが求められており、景観を阻害する既設の消波ブロックについても、撤去した消波ブロックを離岸堤に有効活用するなどの工夫を図っている。



## ● i -b. 干潟の再生

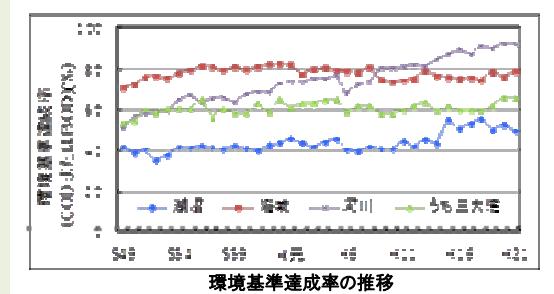
港湾においては、浚渫土砂を活用して、美しい海辺空間を創出する干潟の再生を推進している。



より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

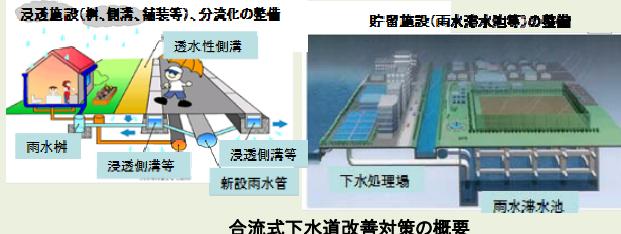
## ● ii. 高度処理の推進

下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化を推進している。



## ● iii. 合流式下水道の改善

合流式下水道は、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観上の観点から問題。新技术の導入を図るなど、効率的・効果的に改善対策を推進し、法令で定められた期限内に確実に対策を完了(合流式下水道緊急改善事業)することとしている。



## ● iv. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

河川は水環境改善緊急行動計画対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾を対象とし、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、汚濁負荷の削減に取り組んでいる。

## 豊かな水量の確保や放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生

## ● v. 水循環に係る総合的な計画の進捗

水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者及び関係者が一体となって策定する「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に基づく水環境改善施策を、関係者との協力のもと、推進している。



## ● vi. 放置艇等景観阻害要因の除去

放置艇を削減するため、平成12年及び平成18年に港湾法の改正を行い、「放置等禁止区域」に指定された区域内で船舶等の放置を禁止するとともに、「放置小型艇収容緊急整備(ボートパーク整備)事業」による係留・保管施設の整備など放置艇対策を推進している。

## 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進

## ● vii. 新たな水辺・海辺空間の創出

河川が有する固有の自然・文化・歴史等に合わせ、「多自然川づくり」や「かわまちづくり」、「水辺の楽校」等により、誰もが身近な自然空間として利活用できるよう親水性、景観性のある河川整備を推進する。

## 「多自然川づくり」の定義【多自然川づくり基本指針(平成18年10月13日)】

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の豊みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行なうことを行う。



## 多自然川づくりの概要

## ● viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村の計画に対し、まちづくりと一緒にした水辺空間の整備等のハード面及び規制緩和等のソフト面の両面から支援・推進を行っている。

## ソフト面

- ・ 県年度会議による河川のイベント応援やオープニング式典の利用制度(河川競争占拠許可制度の特例制度)等を実施
- ・ 沿川管理等として「地域づくりのためのフォローアップ」が実施的に行なわれる

## ハード面

- ・ 沿水および河川利用上の安全・安心に係る河川管理監視の整備を通じて、まちづくりと一緒にした水辺空間を支援

## パートナー

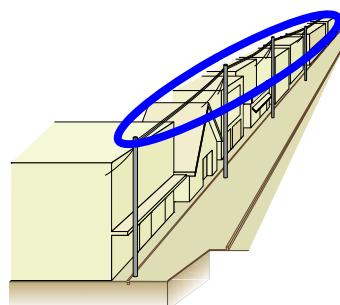
- ・ 地域の活性化としての「知識」を活かした計画を対象
- ・ 利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ・ 施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象



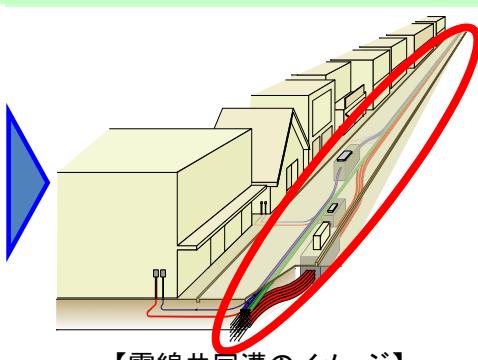
## 地方公共団体や地元住民と連携した川づくりの概要

地域の実情に応じた多様な無電柱化手法を活用し、コスト縮減を図りつつ、無電柱化を推進

### 電線共同溝



【電線共同溝整備前】



【電線共同溝のイメージ】

### バイパス整備等と一体となった同時整備



- ①電柱・架空線撤去費の節減
- ②移設補償費の節減
- ③大型重機による効率的施工
- ④夜間工事や通行規制が不要



施工後

### 裏配線

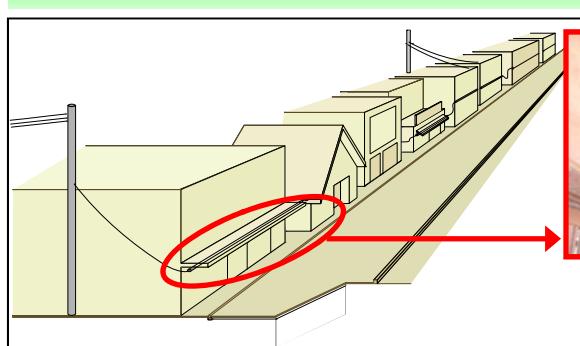


【整備前】



【整備後】

### 軒下配線



【軒下配線の状況】



軒下配線

## 国民アンケートの結果、地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、多様な担い手の育成と参画促進に関する取組例等

## 国民アンケート（良好な景観形成のための活動への参加について）(n=1,005)

- 良好的な景観形成にかかる活動に一定回数以上参加したことがあるとの回答は3割に留まっており、より一層参加を促す必要がある。

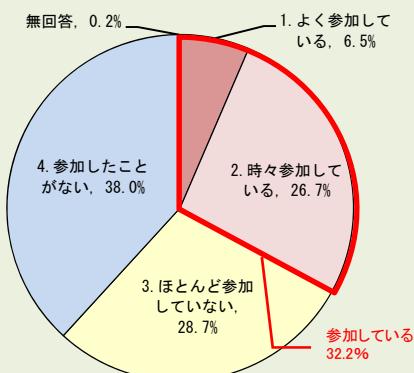


図1 良好的な景観形成のための活動への参加状況

- ここ10年で国民の良い景観形成にかかる活動への参加機会が着実に増加している

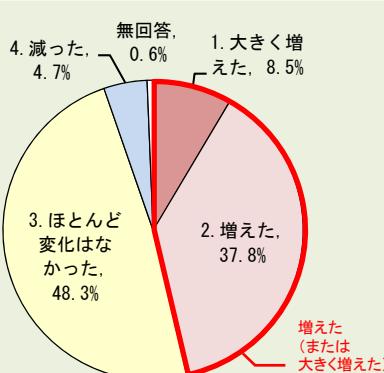


図3 10年前と比較した参加機会の変化

- 良好的な景観形成にかかる活動への意欲や関心が高い

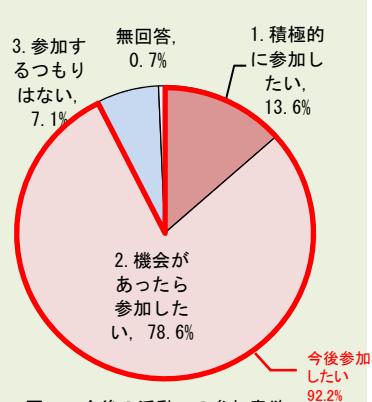


図5 今後の活動への参加意欲

## 図2 良好的な景観形成のための活動に主導的役割を担っている主体

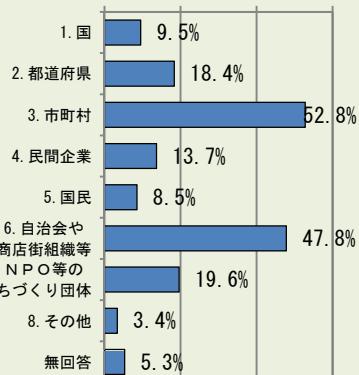


図4 10年前と比較した参加機会の変化（10年前と比較）

※活動への参加状況別集計

## 地域住民、NPOによる公共施設管理、多様な担い手の育成と参画推進に関する実施例

- 地域住民、NPOが公園施設の設置・管理を実施(平成21年度末で632件)。(左:件数の推移、右:埼玉県所沢市緑町中央公園における事例)



- 全国で2,258団体が歩道の清掃や植樹等の管理など、協定を締結して活動中。(左:全国の実施団体の推移、右:山形県鶴岡市における活動状況)



●全国の『みなとオアシス』登録箇所(59箇所)



- 河川流域の植樹活動「石狩川流域300万本植樹」により、NPO等に対し、育成支援や活動の場の提供を実施。(左:江別市における活動状況(講習会)、右:当別地区における活動状況(植樹))



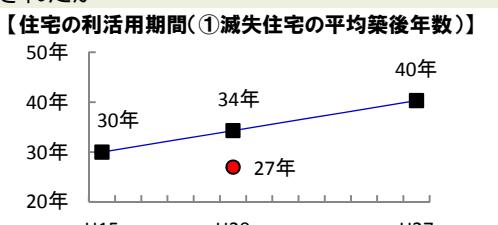
- 「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより、子ども達の水辺での環境学習等の支援(左:登録箇所の推移、右:漁川(北海道)における活動状況)



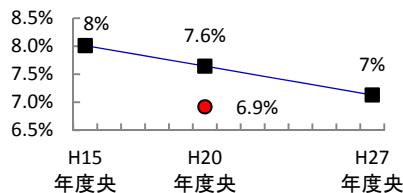
## 「市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進」の評価結果

## 目標の達成状況

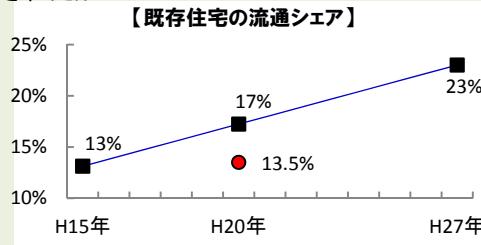
(1) 将来にわたり活用される良質なストックが形成されたか



【住宅の利活用期間(②住宅の減失率)】



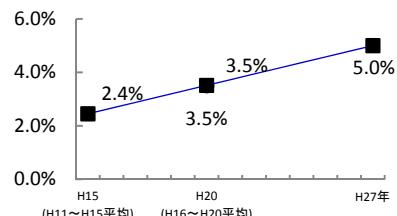
(3) 既存住宅が円滑に活用される市場の整備がされたか



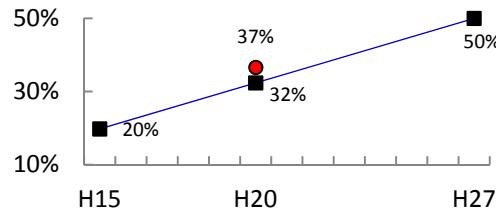
( 現状値:●、目標トレンド:■ )

(2) 住宅の適正な管理及び再生がされたか

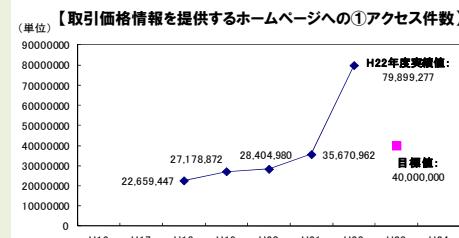
【リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合】



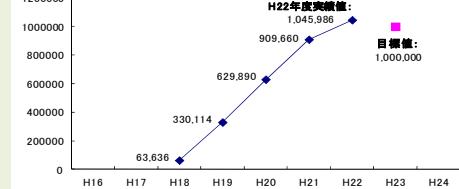
【適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合】



(4) 成約価格を含めた土地取引関連情報が整備・提供されたか



【②取引価格情報の提供件数】



## 評価結果(総括)

○適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取り組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、平成20年度の実績値については、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移しているが、既存住宅の流通シェアなど一部指標では目標達成に向けたトレンドを下回るものもある。

## 評価結果(今後の取り組み)

○平成23年度以降においては、中古・リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定し、実施するとともに、環境・ストック活用推進事業を創設し、住宅の長寿命化を推進するなど、今後とも、目標の達成に向けて、新たな施策や、既存の取り組みの拡充などを適宜検討しつつ、住宅の市場環境整備を推進する。

### 地域景観の点検促進に関する実施例

○地域において、地方整備局や地方公共団体等の関係者が一同に会し、観光地において良好な景観形成や快適な周遊空間の形成のための現地点検等を実施する連絡会議の設置等を推進。14地区において現地点検が実施され、景観等の課題抽出・改善提案等がなされた(平成23年7時点)。



図 1 現地点検の状況(山梨県)



図 2 景観阻害要因の例(左:老朽化したトイレ、右:乱雑な案内看板)



○『「子どもたちに残したい・残したくない」ニッポンの道景色・大募集』と題して、インターネット等を用いて道・街並みに関する景観を一般から募集する取組を実施。残したい景観は1117件、残したくない景観は287件の応募があり、応募結果についてはホームページで公開。最終的には、冊子「ニッポンの道・街並みの洗練にむけて」としてとりまとめを行った。

図 4 「残したい景観」の応募事例  
(自然と調和した景観)図 5 「残したくない景観」の応募事例  
(電柱・電線、違法駐車・違法駐輪が景観を阻害)

**景観ポータルサイトの閲覧実績**

- 閲覧実績では、トップページのアクセス数が景観ポータルサイトは1,411などに対して、景観まちづくりホームページは6,620と多い。

コンテンツ	アクセス数
景観ポータルサイトトップページ	1,411
美しい国づくり政策大綱	1,007
別冊美しい国づくりのための取組事例	224
景観資源のデータベース	235
役にたつ基礎情報	128
関連施策と事例紹介	178

図1 景観ポータルサイト閲覧状況

コンテンツ	アクセス数
景観まちづくりホームページトップページ	6,620
景観法等の施行状況	2,206
景観法の活用意向等について	222
景観行政団体	1,032
景観計画の策定状況	2,206
景観地区・準景観地区の策定状況	716

図2 景観まちづくり閲覧状況

- 国民アンケート、地方公共団体アンケートにおいては、景観ポータルサイトを閲覧したことがないという主旨的回答が多い。

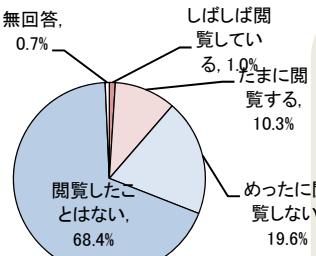


図4 景観ポータルサイトの閲覧状況 (H23年9月時点、国民n=1,005)

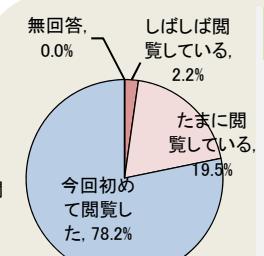
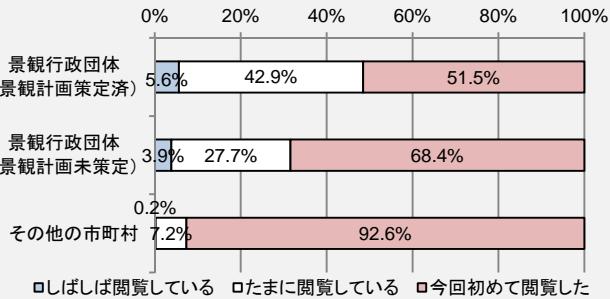


図5 景観ポータルサイトの閲覧状況(H23年9月1日時点、地方公団体n=1,689)

- 景観計画策定済の団体は、閲覧経験があるという主旨的回答が他の団体より多くなっている

**景観ポータルサイトの目的場面**

- 地方公共団体アンケートによると、「景観計画策定・改訂の検討の参考にするため」という回答が27.2%ある。これについて、景観計画の策定予定がある景観行政団体において、47.2%となっており、他の団体と比較して回答が多い。

	景観に関する一般的情報の収集のため	景観計画策定・改訂の検討の参考にするため	公共事業における景観配慮の取組の参考にするため	景観資源の把握のため	その他・無回答
景観行政団体(景観計画策定済)	116 (78.9%)	36 (24.5%)	25 (17.0%)	11 (7.5%)	3 (2.0%)
景観行政団体(景観計画策定予定あり)	88 (70.4%)	59 (47.2%)	8 (6.4%)	9 (7.2%)	2 (1.6%)
景観行政団体(景観計画未策定)	24 (80.0%)	2 (6.7%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)
その他の市町村	47 (71.2%)	3 (4.5%)	10 (15.2%)	3 (4.5%)	2 (3.0%)
計	275 (74.7%)	100 (27.2%)	48 (13.0%)	24 (6.5%)	10 (2.7%)

図6 景観計画策定の有無別・景観ポータルサイトの閲覧の目的場面（複数回答可）(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体n=368)

**景観ポータルサイトの閲覧内容**

- 地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトで閲覧したことのあるコンテンツとしては、「景観関連施策と事例紹介」が71.5%と最も多い。

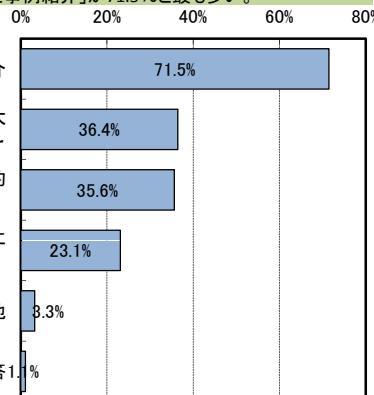


図7 景観ポータルサイトの閲覧内容（複数回答可）(H23年9月1日時点、景観ポータルサイトの閲覧経験がある地方公共団体n=368)

**景観ポータルサイトの課題**

- 地方公共団体アンケートによると、景観ポータルサイトの課題として、「ポータルサイトの存在の周知」という回答が81.7%で最も多い。次いで、「コンテンツの内容の充実」という回答が32.1%ある。

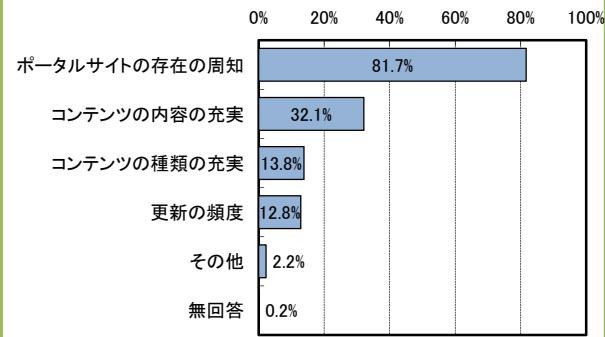


図8 景観ポータルサイトの課題（複数回答可）(H23年9月1日時点、地方公共団体n=1,689)

## 技術群毎の技術開発一覧

### 技術群「①最も合理的に社会资本ストックを管理運営する技術」

#### ● 1件の技術開発を実施

名称	技術開発の概要	実施年度
社会资本ストックの管理運営技術の開発	住宅・社会资本ストックが有する歴史的文化価値・景観・環境等の価値、機能、構造の劣化と社会的陳腐化の実態ならびに多様な維持管理・更新手法による向上効果を適切に評価・予測し、地域・ネットワークなど群の単位で各種長寿化技術を組み合わせて多方面への影響を考慮した管理運営(財政・環境・経済・景観)を図る手法として「戦略的ストックマネジメント手法」を開発。	H16

### 技術群「②GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷等を分析する技術」

#### ● 3件の技術開発を実施

名称	技術開発の概要	実施年度
空中写真・旧版地図などのデータベース化手法と変遷を把握するための技術開発	地理情報デジタルアーカイブについてのニーズ調査及びデータ形式、データ取得方法等に関する研究を実施。	H16
航空レーザ測量による地形や植生などの土地の三次元構造を把握するための技術開発	航空レーザ測量等を活用して、樹林に覆われた地形と植生の三次元構造を把握し、それらの相互の影響を評価する新たな手法技術を開発。航空レーザ測量データから捉えた植生三次元構造や森林下の微地形分類結果を用いて、自然環境や地域景観構造を評価するための基礎となる主題図(景観生態学図)を作成する技術を開発。	H16 H22
国土の時系列地図情報の高度利用に関する研究	国土の景観・環境保全に地理学的な視点を与えるため、「国土変遷アーカイブ整備」事業により整備されつつある時系列地図情報に加え、米軍空中写真等の仕様の異なる歴史的地理情報を高度に処理して時系列的な空間データを作成し、地理情報システムにより国土の時系列の変遷を計測する技術を開発。また、地理情報システムを用いて当時の景観の復元を実施。	H17 H21

### 技術群「③河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術」

#### ● 8件の技術開発を実施

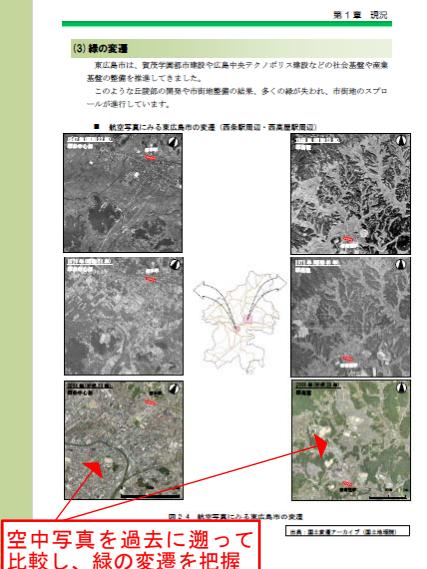
名称	技術開発の概要	実施年度
水域の分断要因による水生生物への影響の把握と水域のエコロジカルネットワークの保全・復元手法に関する研究	水田地域における水域ネットワークと河川における水域ネットワークの分断が魚類に与える影響を把握し、これらのネットワークが魚類の生活史においてどのような役割を持つか調査。河川と農業水路・水田等との間ににおける生物の生息・生育環境の相互の連続性の確保について、現地調査やヒアリングを実施し、取り組み内容の詳細調査や樋門・樋管等の構造的課題・改善策の検討を行い、「河川における地域レベルの生物生息環境の連続性確保の指針(案)」を作成。	H16 H21
河川環境におけるインパクト・レスポンスに関する研究	河川事業が環境に与える影響を予測し、回避・低減する手法の開発を目的に、実事業を対象に調査・研究を実施。	H16 H21
水辺植生帯の環境機能に関する調査	水辺植生帯の水質浄化機能の定量的評価を行うとともに、水辺植生帯の復元手法の効果を検証、技術的提案を実施。	H16
効率的な油回収システムの研究の推進	海上に流出した高粘度の浮遊油を波浪のある海上で真空吸引により除去することを考慮した、油回収システムの研究を実施。	H15
潮流による負圧海水交換システムによる環境改善のための研究	自然エネルギーである潮流による水圧の差を利用して、夏場に水質悪化が著しくなる湾内低層水を湾外に排出することにより海水交換を行う装置(負圧利用型海水交換装置)の開発を平成9年度より開始。模型実験等を経て平成16年度より大船渡港で水質改善の実証実験を実施。	H16 H18
東京湾口における環境モニタリング及び解析の実施	船舶などの交通量の多い東京湾において、連続的な海洋観測を行うため、東京湾口を横断するフェリーに流況、水質、気象を自動で計測する装置を設置し、東京湾口の環境観測を実施。	H15
海水浄化にも資する長周期波消波岸壁の開発	両面スリットケーンと裏込材(碎石層)を組み合わせにより、港湾の静穏度の向上と海水浄化の促進を図る長周期波消波岸壁の開発を実施。	H16 H18
藻場・干潟等の保全創造技術や閉鎖性水域の評価システム技術等を利用した海域の総合的な環境改善技術の開発	内湾域の水理構造や水質環境と生物生息分布の関係を類型化し対応させることで、水際線の改善による個別の効果を推定し、湾内における個別生態系の最適配置の選定に利用できる融合型環境評価モデルの開発を実施。自然の変化、広域の生態系のネットワークに配慮した個別生態系形成の実証実験の実施、多様で活動のある生態系の形成技術の確立、市民参加による順応型の管理手法の実践により、豊かな生態系をもつ干潟を都市臨海部に再生し、市民が海辺の自然に親しめる場を提供し得るために必要な技術・手法を研究・開発。	H16 H22

#### ● 2件の技術開発が現在実施中

名称	技術開発の概要	実施年度
変動を加味した河川の正常流量に関する基礎調査	自然共生研究センター実験河川や実河川で得られたデータから、河川生物(付着藻類、魚類)、水質、景観の維持に果たす出水の役割を検討し、河川生態系に配慮した流量変動のあり方を検討。	H16 H21
ITを利用した野生生物追跡調査手法の開発	マルチテレメトリシステムを活用した野生生物追跡調査手法を開発。開発した手法を用いて野生生物(哺乳類)追跡実験を行い、取得データと物理環境・植生情報の関係性から野生生物の行動を予測する手法、河道内地形変化を予測する手法の基礎的なツールを整理。	H16 H21

## 技術開発成果の活用事例

■技術開発により整備されたデータベースが国土地理院ホームページ「国土変遷アーカイブ」で公開され、これを自治体が都市緑地法に基づく緑の基本計画の検討時に活用。



「国土変遷アーカイブ」を活用して緑の変遷把握も踏まえて受けて「緑の基本計画」を策定



東広島市 緑の基本計画（平成23年5月）より

■技術開発された干潟造成技術を活用して、横浜市みなとみらい21中央地区の公園内に水質浄化機能を発揮する干潟を整備。

